別紙1

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
豊前市	山田地区 （櫛狩屋、内　尾、梶　屋、平　原、上鳥越・下鳥越、高　野、山田中組、荻　田、広　山、東舟入、西舟入、迫、杉ケ谷）	2021年3月24日	2023年3月31日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	163.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	134.8ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	109.2ha
ⅰ　うち後継者がおらず5年後に耕作できなくなる農地面積の合計	44.3ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	68.3ha
（備考）	

2　対象地区の課題

・地区内の現状として、65歳以上の農業者の耕作面積は109.2haあり、うち後継者がいない耕作面積は44.3haとなっている。今後、地域の中心経営体が引き受ける意向の耕作面積は68.3haとなっているため、規模拡大を検討する中心経営体及び後継者へ農地を確保し、集約していくことが課題である。

・地区内の遊休農地や後継者がいない農家の農地を集落営農法人や認定農業者が借り受ける流れができているが、担い手のなかでも労働力不足が問題となっている。

・今後集落営農法人では、役員やオペレーターが不足してくる。

・畦畔管理などに手間がかかるほか、鳥獣被害も発生しており、営農する上での労力が大きく、規模拡大に限界がある。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

規模拡大を検討する認定農業者や集落営農法人へ農地を集積するとともに、新規就農者の受け入れを進める。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稲、麦・大豆	16.6 ha	水稲、麦・大豆	19.9 ha	鳥越
集		水稲・野菜	7.4 ha	水稲・野菜	8.9 ha	高野
認農		水稲	3.5 ha	水稲	4.2 ha	梶屋
認農		水稲、麦	8.8 ha	水稲、麦	10.6 ha	八田・平原
認農		水稲、麦・大豆	10.4 ha	水稲、麦・大豆	12.5 ha	迫
認農		みかん	4.5 ha	みかん	5.4 ha	平原
認農		水稲、麦	1.0 ha	水稲、麦	1.2 ha	杉ヶ谷
認農		水稲、野菜	2.0 ha	水稲、野菜	2.4 ha	中組
認農		水稲、野菜	2.0 ha	水稲、野菜	2.4 ha	中組・荻田
到達		花・水稲	0.3 ha	花・水稲	0.4 ha	下鳥越
認就		野菜	0.3 ha	野菜	0.4 ha	梶屋
計	11人		56.8 ha		68.3 ha	

「属性」: 個人の認定農業者「認農」、法人の認定農業者「認農法」、認定新規就農者「認就」、集落営農は「集」、基本構想水準到達者 「到達」

４　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

米麦作に関しては、認定農業者や集落営農法人に農地を引き継いでいく。
人・農地プラン地区座談会や遊休農地対策検討会等の情報交換の場を定期的に開催し、地区内で規模縮小や離農を検討している農家の把握に努め、新規就農者、後継者及び中心経営体への農地の確保及び集積を促進する。
地域の農地所有者で他職種から定年退職となる人材を集落営農法人の後継者として指導・育成する。
集落営農法人における新規作業従事者に対し、大型特殊車免許取得の推進や研修等による指導育成を行う。
人・農地プラン地区座談会や遊休農地対策検討会等を定期的に開催し、現状の課題や今後の方針について情報共有をする。
JAと連携して地域のオペレーターを育成し、作業委託ができる組織を作る。適切に管理された農地を増やすことで、借り手の確保を促進する。
有害鳥獣対策に力を入れることで農地の遊休地化を防止し、地区内で農地を最大限に活用する。